

対象年齢・回数・接種間隔等について

予防接種名	対象年齢	標準的な接種年齢（月齢）・接種方法	接種回数	定められた接種間隔
BCG	生後 1 歳に至るまで	生後 5 か月～8 か月に至るまで	1 回	
ヒブ	接種開始時期	生後 2 か月～7 か月に至るまで	4 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後 12 か月までに、27 日〈医師が必要と認めるときは 20 日〉以上の間隔をおいて 3 回</li> <li>・3 回終了後 7 か月以上の間隔をおいて 1 回（注 1）</li> </ul>
		生後 7 か月～12 か月に至るまで	3 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後 12 か月までに、27 日〈医師が必要と認めるときは 20 日〉以上の間隔をおいて 2 回</li> <li>・2 回終了後 7 か月以上の間隔をおいて 1 回（注 1）</li> </ul>
		生後 12 か月～60 か月に至るまで	1 回	
小児用肺炎球菌	接種開始時期	生後 2 か月～7 か月に至るまで	4 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後 24 か月までに 27 日以上の間隔をおいて 3 回（注 2）</li> <li>・3 回目終了後、60 日以上の間隔をおいて生後 12 か月以降に 1 回</li> </ul>
		生後 7 か月～12 か月に至るまで	3 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後 24 か月までに 27 日以上の間隔をおいて 2 回</li> <li>・2 回目終了後、60 日以上の間隔をおいて生後 12 か月以降に 1 回</li> </ul>
		生後 12 か月～24 か月に至るまで	2 回	60 日以上の間隔をおいて 2 回
		生後 24 か月～60 か月に至るまで	1 回	

B型肝炎 (注3)	接種開始時期	生後2か月～12か月に至るまで	接種開始時期が生後2か月～9か月に至るまで	2回	生後2か月から27日以上の間隔をおいて2回
				1回	第1回目の接種から139日以上の間隔をおいて生後12か月に至るまで1回
4種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) 不活化ポリオ(単独)	1期初回	生後3か月～90か月に至るまで	生後3か月～12か月に至るまで (20日～56日の間隔をおいて3回)	3回	20日以上の間隔をおいて3回
	1期追加		1期初回終了後12か月～18か月	1回	初回3回終了後6か月以上の間隔をおいて1回
2種混合(ジフテリア・破傷風)	2期	11歳～13歳未満	小学校6年生	1回	
MR(麻しん・風しん)	1期	生後12か月～24か月に至るまで	—	1回	
	2期	5歳～7歳未満であって 小学校就学前1年間	—	1回	
日本脳炎	1期初回	生後6か月～90か月に至るまで ・特例対象者	3歳に達した時から4歳に達するまで (6日～28日の間隔をおいて2回)	2回	6日以上の間隔をおいて2回
	1期追加	生後6か月～90か月に至るまで ・特例対象者	4歳に達した時から5歳に達するまで	1回	初回2回終了後、6か月以上の間隔をおいて1回
	2期	9歳～13歳未満・特例対象者	小学校4年生 (9歳に達した時から10歳に達するまで)	1回	
子宮頸がん (注4)	サーバリックス	小学校6年生～高校1年生の 年齢相当の女子	中学校1年生	3回	1か月以上の間隔をおいて2回接種後、1回目の接種から5か月以上、かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をおいて1回接種
	ガーダシル			3回	1か月以上の間隔をおいて2回接種後、3か月以上の間隔をおいて1回接種

水痘（水ぼうそう） （注5）		生後 12 か月～36 か月に至るまで	生後 12 か月から 15 か月に至るまでに初 回接種を行い、終了後 6 か月から 12 か月 に至るまでの間隔をおいて 1 回	2 回	3 か月以上の間隔をおいて 2 回
-------------------	--	---------------------	--	-----	-------------------

(注 1) 生後 2 か月～生後 12 か月に接種を開始した者が、初回接種を終了せずに生後 12 か月を超えた場合は、初回接種に係る最後の接種終了後 27 日（医師が必要と認めるときは 20 日）以上の間隔をおいて 1 回接種して終了となります。

(注 2) 生後 12 か月を超えて 2 回目の接種を行った場合は、3 回目の接種は行わないものとします。

(注 3) HBs 抗原陽性の者の胎内又は産道において B 型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗 HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象から除きます。

(注 4) 子宮頸がんワクチンは、平成 25 年度から定期接種になりましたが、平成 25 年 6 月 14 日付の国の通知により、現在積極的にはお勧めしていません。接種にあたっては、有効性とリスクを理解したうえで受けてください。

(注 5) 任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある者は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなされます。（12 か月～36 か月の対象者で任意接種を既に 2 回、36 か月～60 か月の経過措置対象者で既に 1 回任意接種を受けた場合は、定期接種の対象外となります）